

自然由来ヒ素の判定基準を独自に設定 札幌市



札幌市はこのほど、同市独自の自然由来ヒ素の判定方法を決めました。この判定方法は、土壤汚染対策法に基づく調査や自主的な調査で同市に正式に報告されたものに適用するものとしています。

ヒ素の分布特性に過去の使用履歴との関連性を示す局在性が認められないことを前提とし、全含有量で判定する2次判定や対象地の地質などの総合的な判断を行う3次判定を行い、自然由来か人為由来かを判定することとしています。

判定基準値は市内を南北に分け、それぞれについて北地域については1^キグラム当たり88^ミグラム、南地域については同39^ミグラムと設定しました。これは、同市環境局長の諮問を受けた同市自然由来重金属検討委員会が平成20年度に検討されたものです。

同市はヒ素を伴う鉱化変質帯が定山溪付近や手稲山付近に存在するほか、定山溪温泉地区ではヒ素を含む温泉水が、自噴するなどしています。このように同市では、ヒ素の供給源が多いため、ヒ素が市域の広範囲に分布している特徴があります。

当社では砒素をはじめ、有害金属の分析には実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 2009年5月13日付 EIC ネット

水質分析箇所 竹下尚長